



島根県報

平成28年12月13日（火）

第2,861号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	(")	2
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	2

【公 告】

建設業法の規定による営業の停止	(土 木 総 務 課)	3
公共測量の終了	(技 術 管 理 課)	3

【特定調達公告】

県立学校校内LANシステム（サーバシステム基盤）の調達に係る一般競争入札の落札者等	(教 育 施 設 課)	4
---	-------------	---

【企 業 規 程】

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	(企 業 局 総 務 課)	4
----------------------	---------------	---

【選 管 告 示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		5
---	--	---

告 示**島根県告示第720号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成28年12月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
胃腸科内科 田中医院	松江市宍道町宍道1344番地8	平成28年10月1日
にしのしま歯科	隠岐郡西ノ島町浦郷544番地15	平成28年10月1日
高橋歯科医院	出雲市大社町杵築東399	平成28年10月1日
いしだ矯正・こども歯科	出雲市姫原町129番1	平成28年11月9日

島根県告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年12月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
長見クリニック	雲南市木次町里方633番地1	平成28年9月30日
田中医院	松江市宍道町宍道1344番地8	平成28年9月30日
Dental Clinic 樹	益田市乙吉町イ96-5 ビジネスコート乙吉3F	平成28年7月31日
いとおか歯科クリニック	隠岐郡西ノ島町浦郷544番地15	平成28年9月30日
佐々木歯科医院	浜田市片庭町73	平成28年11月1日
高橋歯科医院	出雲市大社町杵築東399	平成28年9月30日
ハート薬局	出雲市荻杼町519-1	平成28年10月31日

島根県告示第722号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成28年12月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	休止年月日
順天堂薬局サンデーズ下本郷店	益田市下本郷207番地	平成28年9月1日

島根県告示第723号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
大田市鳥井町鳥井字宇津宮1765-5、字桜田1774-13から1774-15まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年12月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 処分をした年月日
平成28年12月5日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 処分を受けた者の商号
飯古建設株式会社
 - (2) 主たる営業所の所在地
島根県隠岐郡海士町大字福井387-2
 - (3) 代表者の氏名
田仲 寿夫
 - (4) 許可番号
島根県知事許可（特-26）第3078号
- 3 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する全ての営業
 - (2) 期間
平成28年12月20日から同月22日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実
飯古建設株式会社は、平成26年3月15日から同月17日までの間、空き家の解体工事で発生した瓦礫、木くず、金属くず及びコンクリート片などの廃棄物を不法投棄した。
この件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の違反により平成28年11月9日に松江地方裁判所にて同社従業員2名に懲役2年（執行猶予3年）、同社に罰金350万円の刑が確定した。
このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成28年11月25日に終了した旨隠岐の島町長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年12月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年8月1日から同年11月25日まで
- 3 作業地域
隠岐郡隠岐の島町

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年12月13日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

- 1 物品の名称及び数量
県立学校校内LANシステム（サーバシステム基盤） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成28年11月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社えすみ松江営業所 所長 平岡 秀則 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号
- 5 落札金額
57,996,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成28年10月28日

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年12月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第9号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1電気事業会計勘定科目表の資本の部、工業用水道事業会計勘定科目表の資本の部、水道事業会計勘定科目表の資本の部及び宅地造成事業会計勘定科目表の資本の部中

「	組入資本金	減債積立金組入額	」

を

「	組入資本金	資本剰余金組入額	」
		減債積立金組入額	

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第39号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成28年12月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | | |
|---|---|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,683 |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 164,023 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| | 松江選挙区 | 56,632 |
| | 浜田選挙区 | 15,862 |
| | 出雲選挙区 | 47,664 |
| | 益田選挙区 | 13,524 |
| | 大田選挙区 | 10,321 |
| | 安来選挙区 | 11,304 |
| | 江津選挙区 | 6,924 |

雲南・飯石選挙区	12,928
仁多選挙区	3,868
邑智選挙区	5,693
鹿足選挙区	4,115
隠岐選挙区	5,880

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 164,023